

牛乳生産費

農林省では牛乳生産費について

の調査を、昭和26年から実施しているが、昭和34年度の本県の牛乳生産費は100kg当り3,139円で、販売価格は2,294円、従つて845円の赤字であつた。しかし乳牛2頭を飼養の場合は、1頭飼養の場合よりも赤字が少く、多頭飼養になればなる程、牛乳は割安に生産されている。

この時の調査結果に関する限り、本県の乳牛生産は全農家とも赤字経営であつたが、それにも拘らず県内の乳牛飼養頭数が年々増加の傾向にあるのは、どんな事情によるものであろうか。それは、生産物（牛乳、こうし）現金収入で、年間常に平均された収入がえられること、現金支出を伴わない自家労働その他自給物の評価をあまり考えていないこと、副産物の肥料を増産することによつて土地の生産性を高め、一般農作物の増収がえられると同時に、購入肥料の節減により現金支出を少くすることが出来ること等が考えられよう。

縦

横

年令各才別人口

戦前のわが国の人口ピラミットは、大体において各年令の人口がそれより1才うへの年令の人口よりも多い、典型的な富士山型であつた。その後、出生率が持続的に減退したために、人口ピラミットのすそがやや縮つてきたのであるが、出生児数が、（31年度31年10月～32年9月）を底として、32年度、33年度とわずかながら前年度を上まわる結果を示したので、人口ピラミットのすそつぼまりの傾向はなくなつた。

次表は、34年10月1日現在の年令別人口において1才うへの年令より人口の少い年令をあげている。

1才うへの年令より人口の少ない年令

2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
13, 14, 16
20, 21, 22, 25
38
40, 41, 42, 44, 46
53, 55
60, 68

軸

軸

昭和34年末現在で、勤労者のうち貯蓄保有世帯（予貯金、生命保険、株式、債券等のうち、どれかの貯蓄のあるもの）は94.1%で、貯蓄の全くない世帯は6%であつた。又34年1年間に、1世帯当り約44,000円（1カ月当り約3,600円）貯蓄は増えている。

この貯蓄の増えた分を内訳でみると、予貯金が約14,000円、生命保険が約16,000円で、この両者で約70%を占めており、株式・債券は約7,000円、信託（投資信託を含む）は約6,000円にとどまつている。しかしこの増加率は32年と比較すると、信託においては実に4倍に増え、証券貯蓄のいちじるしい伸長を見せている。

貯蓄の増加を所得階層別にみると、年間所得（税込み）30万円未満の低所得層では貯蓄純増額約1万円、その内容は主として生命保険の掛金であり、30万円～60万円の間層では約3万円となり、そのうち株式、債券、信託などの純増額が全体の2割を占め、100万円以上の所得層では貯蓄のうち約5割が株式・信託で占められているのが目立つ。

昭和14年の葉タバコの買上げ実績を品種別に見ると、水府葉（1キロあたり一以下同じ）1円1銭8厘、ダルマ53銭3厘、桐ヶ作葉54銭1厘、平均71銭4厘である。これが昭和21年になると、水府葉40円11銭、ダルマ29円26銭、桐ヶ作葉23円48銭、黄色種38円7銭、平均29円65銭となる。

昭和35年の買上げ見込みは、水府葉310円、桐ヶ作葉220円、ダルマ219円、黄色種は288円だそうだ。

消費者物価（東京）は、昭和9～11年を1とした場合、昭和21年は50.6、昭和34年は316.2となつている。又卸売物価は、同じく昭和9～11年2を1とした場合、昭和14年は1.5、昭和21年は16.3、昭和22年は48.2、昭和34年は348.3である。これら物価指数と葉タバコの買上げ値段の関係は？

—日本専売公社水戸地方局資料—

34年の貯蓄

葉タバコの買上げ

◆.....◆
 ◆ こ ん な 調 査 ◆
 ◆.....◆
 [その3]

社 会 医 療 調 査

昭和30年の4月から実施している「社会医療調査」という統計調査がある。統計法に基づく指定統計第79号の調査である。この調査は、社会医療において取り扱われた傷病及び医療の状況を明らかにすることを目的としている。

「社会医療」とは、健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び市町村職員共済組合法の規定による療養の給付及び家族療養費の支給並びに結核予防法の規定による医療並びに生活保護法の規定による医療扶助をいつている。

調査の方法は無作為抽出法をもちい、病院施設については50分の1を、一般診療所については100分の1を抽出し、抽出された医療施設から社会保険診療報酬支払基金に提出された診療報酬請求明細書を調査の客体とし、当該明細書をマイクロフィルムに撮影現像してそのフィルムを、厚生省に集めて、集計している。

本県では12の医療施設が厚生大臣によって指定されており、そこから提出される診療報酬請求明細書をファイル

(その1) 医療保険加入者

医療保険加入者数 (昭和33年度平均) 単位千人

被保険者 被扶養者別	総数	被 用 者 保 険						国 保
		総 数	政 府	組 合	共 済	船 員	日 雇	
総 数	73,819	37,751	15,141	10,877	9,281	538	1,914	36,067
被 保 険 者	—	15,145	6,933	3,913	3,237	201	862	36,067
被 扶 養 者	—	22,606	8,209	6,965	6,044	337	1,052	—

注 総数7381万9千人には国保と被用者保険被扶養者の二重加入者160万人を含む。

表の示すとおり、昭和33年度平均の医療保険加入人口は、被用者保険3,775万人(前年度より4%増)、国民健康保険3,607万人(前年度より10%増)で、被用者保険と

ムに撮影しているが、本県では月平均1,000件から1,500件が厚生省に送られている。

調査の月は昭和33年度においては、昭和33年6月・9月・11月と34年3月を各審査月分としている。

この調査による調査事項は、

1. 社会医療の別
2. 性及び年令
3. 傷病名
4. 診療の内容
5. 診療報酬点数

などで、社会保険診療報酬支払基金の理事長が、厚生大臣に対し申告の義務を課せられている。

なお基金は、社会保険診療報酬支払基金法により設立される公法人で、本部が東京に、支部が各都道府県にある。基本金は100万円で、うち40万円は政府が出し、60万円はその他の保険者が出すことになる。

この調査は「社会医療調査年報」として順次公表されているが、以下は昭和33年度の年報による若干の結果概要である。

国民健康保険の二重加入者160万人を除いた医療保険加入人口は7,222万人(前年度より8%増)で、総人口の78.5%をしめている。

(その2) 療養の給付実績

昭和33年度被用者保険療養の給付実績

保 険 種 別	被 保 険 者, 被 扶 養 者 総 数				
	総 数	一 般 診 療			歯 科 診 療
		総 数	入 院	入 院 外	
件 数 総 数	141,829,415	121,146,492	4,734,863	116,411,629	20,682,923
政 府	53,721,066	45,656,313	2,039,717	43,616,596	8,064,753
組 合	45,075,947	38,468,465	1,302,528	37,165,937	6,607,482
共 済	37,168,982	32,102,833	1,129,114	30,973,719	5,066,149
船 員	2,008,015	1,743,097	95,294	1,647,803	264,918
日 雇	3,855,405	3,175,784	168,210	3,007,574	679,621

診療実日数総数	729,027,570	628,015,959	87,615,792	540,400,167	101,011,611
政 府	294,849,540	253,290,615	38,980,055	214,310,560	41,558,925
組 合	225,473,443	193,537,383	23,373,223	170,164,160	31,936,060
共 済	174,621,392	151,596,234	20,186,599	131,409,635	23,025,158
船 員	10,006,198	8,921,230	1,837,923	7,083,307	1,084,0968
日 雇	24,076,997	20,670,497	3,237,992	17,432,505	3,406,500
金額総数	120,717,719	101,619,066	44,121,619	57,497,447	19,098,653
政 府	54,027,930	45,444,441	20,837,417	24,607,024	8,583,489
組 合	33,604,722	28,051,721	11,430,665	16,621,056	5,553,002
共 済	26,527,875	22,761,816	9,271,569	13,490,247	3,766,058
船 員	1,900,593	1,672,370	927,137	745,233	228,223
日 雇	4,656,599	3,688,718	1,654,831	2,033,887	967,881

注 保険局調べによる給付実績であり、支払基金取り扱いのものはもちろん支払基金を経由しない直営医療機関分も含まれている。

被用者保険の昭和33年度給付実績は、上表のように、取扱件数1億4183万件（前年度より0.5%減）で、加入者1人当り件数（以下「受診率」という）は、被保険者

4.54、被扶養者3.23であり、給付金額は、1207億円（前年度より11%増）で、被保険者1人当り5,879円、被扶養者1人当り1,401円となっている。

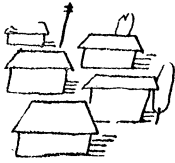
（その3） 受診の状況

受診の状況を被用者保険の種類別にみると、次表のとおりである。

被用者保険の受診率

年 度 次	被 保 険 者					被 扶 養 者				
	総 数	一 般 診 療			歯 科 診 療	総 数	一 般 診 療			歯 科 診 療
		総 数	入 院	入院外			総 数	入 院	入院外	
昭和33年度総数	4.54	3.86	0.19	3.67	0.69	3.23	2.78	0.09	2.69	0.45
政 府	4.22	3.55	0.20	3.35	0.67	2.98	2.56	0.08	2.48	0.42
組 合	5.01	4.26	0.17	4.09	0.75	3.66	3.13	0.09	3.04	0.53
共 済	5.16	4.46	0.18	4.28	0.70	3.59	2.92	0.09	2.83	0.46
船 員	4.56	3.90	0.31	3.59	0.66	3.25	2.85	0.10	2.75	0.59
日 雇	2.70	2.16	0.12	2.04	0.54	1.46	1.25	0.06	1.19	0.20
昭和32年度総数	4.82	4.14	0.19	3.95	0.69	3.35	2.92	0.08	2.84	0.42
昭和31年度総数	4.80	4.12	0.20	3.92	0.69	3.12	2.72	0.08	2.64	0.40
昭和30年度総数	4.64	3.94	0.20	3.74	0.70	2.89	2.52	0.08	2.44	0.38

注 受診率は年度間件数を加入者数で除したものである。



商店の照明の話

水戸市では、昭和31年から商店照明のコンクールを実施している。最初はどこでも照明に対する関心が薄く、その照明技術は未熟拙劣であつた。ところが、その後の指導改善の結果、その技術は数段向上し、全国の中小都市においては比率的高度の水準に達するようになった。そこで照明についての話を、指導改善に当つた水戸商工会議所、中小企業相談所、東電茨城支店に聞いて見た。

電圧について

電圧と照度とは密接な関係がある。したがつて電圧の低い所はトランスの付替、増設等を行い、平均電圧を上げ、照度を高めるようにする。

昭和31年当時の平均電圧は91Vでトランスの末端にあつては75V—80Vという低い状況にあり、照度に大きく影響していた。その後毎年改善した為、昭和35年は平均電圧100Vという好結果を持している。

照度について

(1) 基準照度について

照明学会において制定した次表のような業種別の店内の所要照度というのがある。これが一応の基準となろう。

業種別の店内の所要照度 (1953年)

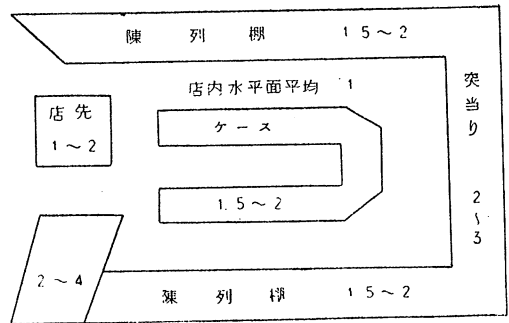
業種	照度
衣料、洋品、帽子、時計、貴金属、写真機、眼鏡、電機(器)	500~200 L X
書籍、文房具、薬、化粧品、生花、楽器、運動具、玩具、履物、靴、皮具、食器、果物、菓子、パン、食料品、売店	300~150 L X
家具、金物、雑貨、古物、肉、魚、野菜、乾物、煙草	200~100 L X

(2) 照度の配分について

店内の水平面照度は、その明かるさがどこでも均一

あるという必要はない。むしろ店内の陳列に関連して、ある一定の格調をもつて配分されることが望ましい。このため次表のような配分が適切であり、特に奥行の深い店では奥へ誘導する明るさを持ちせることが肝要である。

店内照度の配分



(3) 照明効果について

(ア) 着想

照明は客に対し快い印象を与え、強い訴求力を持つた店独自の特徴をもつたものにしなければならない。果実店の場合、照度の点においては申し分なかつたが、商品である果実の色調を出す手法に欠けていた。そこで全面的に設計を変更して、充分に色調を出すことに成功している。

(イ) 光の質

業種によつては間接照明だけで充分効果を挙げ得るものもあるが、直接照明の必要な業種もある。それにもかかわらず、間接照明をとつた為かえつて失敗している店がある。集中光が必要な場合もあり、また光の方向等にも気をつけなければならない。

N靴店の場合、店舗全体を半間接照明にしていたので店内の活気が乏しく単調であつた。この種の業種は

絶対に直接照明でなければならず、かつ集中光が必要であるため、全面的に改善して一応好結果を取めている。

(ウ) 光の色(演色性)

商品の色は昼間見ると同じように見せよう、ランプの選択(取扱う商品により、白色、昼光色、天然色、何れを選ぶべきかを定めること)が大切であり、併せて環境に適応した色彩光も考慮に入れる必要がある。

(エ) アクセント

陳列を強調した飾窓、棚、ショーケース、マネキン人形等には、アクセントライトによる照明を欠くことが出来ない。特に買廻り商品に対しては、この照明効果により商品を強調する必要がある。U万年筆店の場合、両壁面に向い、片側4コずつのアクセントライトを取付け、陳列商品を強調し成功を取めた。

(オ) まぶしさ

最もまぶしい光源である裸電球を店先に使っているのは早急に改善の要がある。M食料品の場合、店先に裸電球を100W3コを取付けてあり、まぶしさが甚しかったため改善し、蓋付けのアームライト使用によりその欠点を補った。

器具と取付位置について

(1) 照明器具

小さい器具を多量に取付けていることは感心したことはない。又店に良く調和した器具を選ぶことも大切であり、ある程度の美和感覚を持つことが肝要である。業種や店舗に応じ、和風または近代的な感覚の意匠のもの等、選定を考えなくてはならない。O茶店の場合、店構えは和風、格天井で、天井と壁面に40W蛍光灯ランプ3本を取付けたが、店舗との調和がとれないため、これに竹細工に和紙を張ったエプロンをつけ、それにキャッチ・フレーズを書き効果を挙げた。又M百貨店の場合、呉服座売場の蛍光灯がO茶店の方式と同じで、白熱電球(100W)はグローブに収め、遮光の効果を充分考え一応和風のムードを出すことに成功した。

(2) 取付位置

取付位置の決定は、均一の照度と必要な方向性の光を得るため、高さ、間隔、配列、照射方向を定めて為さなければならない。E自転車店の場合、間口2.5間、奥行5間、右半分は新車陳列場、左半分が修理場。はじめ40W蛍光灯3本、100W白熱電球3コを雑然と取付け、夜間作業の際は、二又ソケットを使用していた。これを40W2本H型蛍光灯6基を等間隔に取付け、100Wスポット2コを取付けることにより、この種の業種にしては大きな効果を収め、夜間作業には差支えなくなった。

保存工事について

(1) 工事

直接目にふれないため、間に合わせ的な配線は危険を伴うから避けるべきであり、早急に正規の配線に改める必要がある。配線回路は必要な回路毎に容易に点滅出来るようにすることが望ましい。特に店舗を改造する際は将来の増設を見越し、配線、コルセット等充分余裕を持たせて置くことが大切である。不燃性建物については特に注意したい。

(2) 保存

寿命のきているランプを取替えることなく使用しているのを見受けられるが、好ましいことではない。塵埃によるヨゴレは明るさを半減するから常に清掃に心掛ける必要がある。

結びとして、最近では就業規則、労働基準法等により従業員の就業時間が規制され、夜間営業を行う店が減少の傾向にあり、照明改善の必要がないとする声もある。そして、店内の照明は昼間に重点が移行する傾向にありこれからは昼間照明を研究する段階に来たものと考えられる。



新市町村の横顔

北相馬郡 利根町



山田町長

1. 概況

本町は茨城県の南端にあり、利根川を挟んで千葉県と対峙している。東は稲敷郡の河内村、北は竜ヶ崎市、西は取手町に接する面積25.02km²、世帯数1,752、人口9,547人（男4,617人、女4,930人）—昭和35年7月現在一の純農村地帯である。

‘昭和30年1月1日に、旧布川町、文村、文間村、東文間村の4町村が合併して利根町が生まれた。町役場は34年7月に旧布川町に建てられたが、この位置は町の西南隅にあり、町全体としては不健全な位置にあるが、外に適当な場所が見当らなかつたのだそう。

町の交通網は、常磐線取手駅から大利根バスが出て、小貝川を渡り、利根に沿って走る外、鹿島参宮バスが、竜ヶ崎と千葉県の布佐間を3路線走っている。いずれも回数が少いようで遠路の客には不便である。国鉄成田線布佐駅と役場との距離はバスは10分位、従つてこの町の経済、文化各面の接触は東京が主である。

地勢は北相馬郡の他の町と等しく平坦で、町の西境は小貝川が、又新利根川の水路が町のほぼ中央を東西に横断して利根川と逆行し、ために水利と灌漑の便はよく茨城南部の穀倉地帯の一部となっているが、他面治水は町の絶えざる関心事である。

2. 産 業

午後3時頃、常磐線我孫子駅のホームに立っていると次々と到着する常磐電車から、おびたしい数の行商人がはき出され成田線のホームへ移つて行く。殆どが女で誰もが同じ様に四角の竹籠を背負い、その籠を紺の大風呂敷で包んでいる。常磐線行商人組合、成田線行商人組合といった連中である。利根町にもこれら行商人が現在300人程居り、増える一方だという。おもに野菜をかついで東京の家々を売り歩く。この農家の主婦が行う行商という経済行為は、なまじつかな農業経営よりも、それが生産と販売の直結したものに、この町に落す金は大きいようである。

町の耕地面積は田1,115ha、畑305haで耕地整理はすでに90%を終り、農地の交換分合に着手し始めた。この様に町の農業施策は積極的であるが、いぜんとして米の単作地帯であり、畑作振興に目立つた特色の現われてこないのは、やはり行商人という形態が個々に各家庭を潤し

ているからではないかと思われる。酪農も昭和33年に一時力を入れたが、今は駄目になつたようだ。

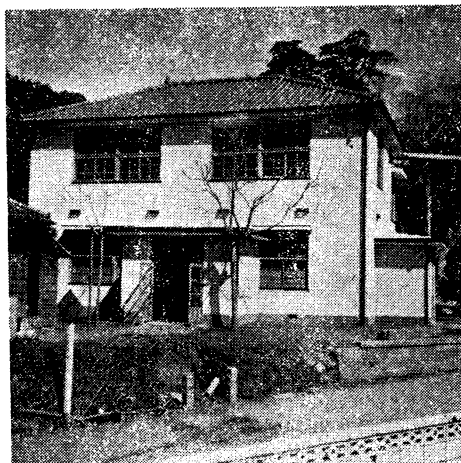
3. 教育文化

新町が発足した際、予定した建設計画は現在殆ど完了してしまつた。その第1は水道事業で31年に起工し、第1期が2,500万円、第2期が1,280万円で580戸がその恩恵を受けている。これは町営事業課で経営監理を行い水道料は月230円である。

その第2は有線放送で32年に開始した。加入者は現在540戸で協会が経営している。その第3は公民館、公会堂の建設である。公会堂は町の中央の集会場として、本年250万円で作られた。その他道路の整備も進んでいる。

本町の高校への進学は、取手、竜ヶ崎、千葉県の印旛高校と分れ、現在の高校生は300名程度。最後に水防について一言すると、この町が水魔のじゆうりにまかせたのは、昭和10年ともう随分古くなつたが、毎年台風期になると心配は絶えない。水防は県下一との誇りが高く、下利根小貝川沿岸水害予防組合を組織し、水防団員1,000名が毎年水防訓練に熱を入れている。

最近各市町村とも新市町村建設への歩みが軌道に乗つて来たが、利根町では新町計画は立てて見たものの、もうやるべきものはやつてしまつたと苦笑いである。テレビなどの普及率も35年3月末現在17.9%と県下市町村中第4番目に高い。農村が農村としての形を残しながらもその生活様式がどんどん都市化して行くようなところがこの町に確かにある。それがいわば新しい町作りの成果というものののだろうか。



公 会 堂



かぞえること

福沢英一郎

数について思いついたままをお話してみようと思います。

人間がものをかぞえるようになったことは、かぞえる必要にせまられたことは、人として良いことであつたでしょうか、それとも不幸なことのはじめであつたでしょうか（もちろん必要上やむをえず、こうなつてしまつた結果でしようけれども）私にははつきりわかりませんが数というものをはなれて生活ができた当時は私はなつかしんでいるのです。当時が何年前になるか、何万年前になるかはわかりませんが、（人間の進化過程を胎児から誕生そして死までと考えることもできそうです）

かぞえることが、かぞえなければならなくなつたことは、人と物との関係が複雑になつたからです。

私達の祖先はどのようにしてかぞえてきたでしょうか。

1	2	3	4	5
Pi fo	pu te	mi	yo	itu
6	7	8	9	10
mu	nana	ya	kokono	towo

日本の古い時代の八行音は両方の唇を近づけて発音する音であつたので、ファ、ファイ、フ、フェ、フォのように発音されていた。余談ですが橋本博士によれば日本の古い母音は8個あり、音節は87個あつたということで、一度をヒトタビ、二度をフタタビといい、名詞をはなれるとヒトツ、フタツ、ミツとなります。ツは語尾でこれをとつて、上の表をみますと、1と2、3と6、4と8、5と10は母音をそれぞれ変えて作つたとすれば加倍法です。どんな道具を使つて計算したかわかりませんが、手の指を使つたことは周知のことです。アイヌ語、朝鮮語、インドネシア語等の5は手ということだそうです。日本語のミイツも手の古音ミタミと関係があるかもしれません。

山上憶良（万葉集）に秋の野に咲きたる花をおよびおりかきかぞうれば七草の花というのがあります。およびは指のことで、指おりかぞえてということで、古い時代からのようです。

そこで指おりかぞえる時に、普通は右手の親指をおりつぎに人さし指をおつて、中指とおりすすめます。5になつて小指を起していきます。西洋人は結んだ手の指を小指から起しはじめてゆくそうです。上代の日本人はどうしたでしょうか。白鳥博士の研究によれば、まず結ん

である左手（左手を尊び右手をいやしむ思想があつた）の親指を起し「フイト」とかぞえ、人さし指を起して「フタ」とかぞえ、中指でミ、薬指で「ヨ」、小指で「イツ」とかぞえた。それから6はどうしたかという両手を使い、片手三指をだして「ミ」、両手三指の二並びを「ム」と倍数の関係に対立してしたと考えられた。4と8、5と10との関係も同じように対立関係にあり、母音の変化でこう考えられた。7と9は対立関係にない数であつた。「ナベテ」と「カガメテ」とは上代には計算するという意味でした。日本武尊と炭焼の翁の歌問答にある「かがなべて夜には九夜日には十日を」というのがこれです。7は「ナベ」のナと否定の無しの「ナ」の結合による「ナナ」であるし、9は「コゴメ」ようなない数に否定の「ナ」がついて「コゴナ」「ココナ」が「ココノ」になまつたのだと言つておられます。数は長い年月の間に増えてゆきます。一度にこの数詞ができたのではなかつた。ミ、ヨ、ム、ヤ、ココが数多いという意味をもっているのはこの名残りではないでしょうか。

人間の指は長さも太さも不ぞろいではありますが、これがかぞえるのには便利でした。この時代になり①昼夜の変化②天候の変化③寒暖、草木の変化④月の変化を定数的につかもうとしたにちがひありません。昼夜は規則正しく変つたがつかみにくい数でした。天候変化は不規則でしたがはげしく変つた。寒暖、草木の変化は週期が長かつたようでした。日のみちかけが目だつたでしょう。変化も規則正しく、週期も短かつたので、7日、1日ということに展がつていつたのではないのでしょうか。一年の週期に進んでゆくにはどれ位の年数がたつたのでしょうか。古代の歴法がほとんど太陰歴でありましたから。近代科学におけるニュートンの時は運動と質量とに無関係なものでしたが、アインシュタインの固有時は相対的運動と質量の分布によつて変る時となつた。エドイントンの想像話によると、光速より15km/sだけ少ない速さで地球を出発し、一年後に地球に帰つてきたとすると、地球上のものがすべて百年を経過しているのおどろくだろうと言つている。浦島太郎の話もそう不思議でもなくなつてくる。心理的に時のたつのを忘れることがある、アインシュタインの固有時は、こういう場合の時とにている性質をもっているそうです。時のたつのも忘れて読んでいただければ幸甚です。

（県総合開発事務局）